

平成30年3月16日

文化庁長官表彰（国際芸術部門）被表彰者の決定

文化庁では、この度、文化庁長官表彰（国際芸術部門）の被表彰者を決定しましたのでお知らせします。

1. 表彰の概要

芸術各分野において国際的に活躍し、特に顕著な成果をあげた個人に対し、文化庁長官が表彰する。

2. 被表彰者

辻 一弘（特殊メイクアップ・造形作家）

3. 表彰式

（日時）平成30年3月23日（金）15時15分～

（場所）文化庁長官室（東京都千代田区霞が関3-2-2旧文部省庁舎5階）

（贈呈）表彰状、賞牌

4. その他

- ・表彰式の取材を希望される場合は、3月22日（木）正午までに芸術文化課総務係（内線2825）まで御連絡ください（社名・記者名（人数）・電話番号・スチール/ムービーの別）。
- ・表彰式終了後に懇談を予定していますが、冒頭のみ取材いただけます。
- ・懇談終了後、エレベーターホールにおいてぶら下がり取材の時間を設ける予定です。

<担当> 文化庁文化部芸術文化課

課長 江崎 典宏（内線2822）

課長補佐 中村 夢隆（内線2823）

総務係長 井手 真二（内線2825）

電話：03-5253-4111（代表）

文化庁長官表彰（国際芸術部門）名簿

氏名（年令） ふりがな 氏名（年令）	つじ かずひろ 辻 一 弘 （48歳）
現職又は前職等 現 職 又 は 前 職 等 住 所 等	特殊メイクアップ・造形作家 米国（ロサンゼルス）
功 績 概 要	昭和六十三年に黒沢清監督作品「スウィートホーム」にメイク担当として参加。平成八年渡米後、特殊メイクの大規模な工房「シノベーション・スタジオ」に所属し、数多くのハリウッド作品に携わる。平成十二年には英国アカデミー賞メイクアップ&ヘア賞受賞。平成三十年には米国アカデミー賞メイクアップ&ヘアスタイリング賞を日本人として初めて受賞し、日本のメイクアップアーティストに大きな希望を与えた。

年齢は、式典当日（平成30年3月23日）現在の年齢である。

<辻 一弘氏>



サンドロ バエブラー



辻一弘

文化庁長官表彰規程

昭和61年6月12日
文化庁長官裁定

(趣旨)

第1条 この規程は、文化活動に優れた成果を示し、文化の振興に貢献した者(外国人及び団体を含む。以下同じ。)について表彰し、又は感謝状を授与し、これを顕彰するに必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 文化庁長官は、次の各号の1に該当する者を表彰することができる。

- (1) 文化の各分野において優れた成果を示した者、又は各分野の新生面の開拓に優れた成果を示した者
 - (2) 芸術文化の振興、文化財の保存及び活用、文化団体の育成及び発展等に関し献身的な努力を払い、顕著な業績をあげた者
 - (3) 前各号に準ずるもので、文化庁長官が特に必要と認めた者
- 2 前項に定めるもののほか、文化庁長官は、文化団体等が主催する展覧会等において優れた成果を示した者に対して、文化団体等の申請に基づき、これを表彰することができる。

(表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰状を授与してこれを行う。表彰にあたっては、副賞を添えることができる。

(感謝状の授与)

第4条 文化庁長官は、次の各号の1に該当する者に対して感謝状を授与することができる。

- (1) 芸術文化の振興、文化財の保存及び活用、文化団体の育成及び発展等に関し、積極的な活動を行った者
- (2) 文化の国際交流に貢献した者
- (3) 寄附等の方法により文化活動を援助した者
- (4) 文化庁が実施する事業に関し、これに積極的に参加し、又は協力した者
- (5) 前各号に準ずるもので、文化庁長官が特に必要と認めた者

(実施細則)

第5条 この規程の実施に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和61年6月12日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に文化庁が所管する顕彰の取扱いについては、この規程によるものとみなす。

文化庁長官表彰（国際芸術部門）実施細則

平成19年10月3日
文化庁芸術文化課長決定
平成26年7月1日一部改正

（趣 旨）

第1条 芸術各分野において国際的に活躍し、特に顕著な成果をあげた者を表彰することにより、我が国文化の向上、発展、国際文化交流の促進に資する。

（対 象）

第2条 文化庁長官は、次の各号に掲げる者を表彰する。

- （1）芸術各分野において国際的に評価の高い賞を受賞し、又は国際的なコンクール等において輝かしい成績を収めた者
- （2）前号に準ずる者で、文化庁長官が特に必要と認めたもの

（表 彰）

第3条 表彰は、表彰状を授与してこれを行う。表彰に当たっては、副賞を添えることができる。

2 表彰は随時行うものとする。

（意見聴取）

第4条 第2条に掲げる者の表彰に当たっては、必要に応じ、学識経験者等の意見を聞くものとする。

（その他）

第5条 この実施細則に関する必要な事項は、別に定める。